

「京都市定住・移住応援団」事業 実施要領

（目的）

第1条 京都市（以下「本市」という。）が、京都市定住・移住応援団員（以下「応援団員」という。）と協力し、本市への定住・移住促進につながる各種事業等に取り組むことで、本市への定住・移住促進に資することを目的とする。

（対象）

第2条 応援団員は、本市が行う定住・移住促進に向けた取組に賛同し、応援いただける企業、団体等とする。ただし、次の各号に該当するものを除く。

- （1）宗教活動や政治活動を主たる目的として応援団員への登録を希望するもの
- （2）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員、若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体
- （3）その他市長が適当でないと認めるもの

（本市の役割）

第3条 市長は、前条に該当するものを応援団員として登録し、応援団員と協力して、本市への定住・移住促進に取り組む。

2 市長は、応援団員が、本市の定住・移住促進につながる取組を実施する場合は、次の各号に掲げる支援を行う。

（1）事業費用への支援

「京都市定住・移住応援団」の活動として実施いただく取組のうち、本市への定住・移住促進事業として市長が有効と認める提案に対しては、実証実験及び具体的実践に係る経費として、予算の範囲内で、事業費用の一部を本市が負担する。

提案は、公民連携プラットフォーム「KYOTO CITY OPEN LABO」（以下「公民連携ラボ」という。）を通じて行うこととし、採択した場合には、公民連携ラボの取組費用の一部負担に準じた支援として、事業費用から消費税及び地方消費税を除いた額の2分の1の範囲で最大50万円を支援する。ただし、次に掲げる事項を総合的に評価して、特に有効な提案と認められるものについては、事業費用から消費税及び地方消費税を除いた額の2分の1の範囲で最大100万円を支援する。

- ア 予算及び計画の適正性
- イ 事業内容の合理性及び事業効果発現の可能性
- ウ 本市の既存施策との連動性
- エ 発信力及び訴求力
- オ 事業の発展性
- カ 効果検証及びニーズ分析に関する手法の合理性
- キ その他の事業の特性

なお、支援の対象となる期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(2) 広報への支援

本市は応援団員が取り組む事業について、ポータルサイト「住むなら京都」等を通じて事業紹介を行うなど、広報支援を行う。

(応援団員の役割)

第4条 応援団員は、本市と協力して、本市への定住・移住促進につながる取組を行う。

2 応援団員は、自らが実施・運営するイベントやホームページ等を通じて、本市の定住・移住促進につながるサービスの提供や情報発信等を行う。

(申請)

第5条 応援団員への登録を希望するものは、登録申請書(第1号様式)を提出する方法、又はポータルサイト「住むなら京都」に設ける登録専用フォームにより、市長に申請しなければならない。

(登録)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定する。

2 市長は、応援団員として登録を行ったときは、当該申請を行ったものに対し、登録決定通知書(第2号様式)及び登録証(第3号様式)を交付し、登録を行わなかったときは、当該申請を行ったものに対し、その旨を通知する。

(登録期間)

第7条 登録期間は2年とする。ただし、登録内容に変更がなく、かつ登録期間満了時までで取消しの申出がない場合は、登録期間を1年間延長することとし、その後も同様とする。

(公表)

第8条 市長は、応援団員の名称及び取組内容等について、広く市内外に周知するため、本市の広報媒体への掲載その他の方法により公表するものとする。

(変更届、辞退届)

第9条 登録団体は、申請書に記載した内容に変更が生じたときは変更届(第4号様式)、登録の取消しを申し出るときは辞退届(第5号様式)を市長へ提出するものとする。

(登録の取消し)

第10条 市長は、応援団員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、応援団員の登録を取り消すことができるものとする。

(1) 登録基準に適合しなくなったとき

(2) 応援団員から辞退届が提出されたとき

(3) 第2条各号に該当することが判明したとき

- (4) 応援団の趣旨に反するような行為を行った又は行うおそれがあると認めるとき
- (5) 応援団を利用する移住検討者及び市民等に不利益が生じるおそれがあるとき
- (6) その他、応援団員としての登録が適当でないと認めるとき

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年3月30日から施行する。

附 則

(名称変更及び効力)

- 1 この要領の施行の日（以下この条において「施行日」という。）を以て、「京都市移住・定住応援団」（以下この条において「旧名称」という。）は、「京都市定住・移住応援団」に改める。ただし、施行日において交付済みの登録決定通知書及び登録証並びに施行日前に旧名称で実施した事業及び当該事業に係る支援等に関しては、施行日以後も、なおその効力を有する。

(施行期日)

- 2 この要領は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。